



8 墨監第 400 号
令和 8 年 9 月 11 日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎
同 小 暮 和 敏
同 堀 内 芳 訓
同 はねだ 福 代



令和 7 年度墨田区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり監査委員意見を付します。

1 審査の対象

令和 7 年度墨田区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度墨田区内部統制評価報告書の審査は、墨田区長が作成した同報告書について、墨田区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度墨田区内部統制評価報告書について、墨田区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「墨田区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表、令和 6 年 3 月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度墨田区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

(1) 評価手続について

「起案文書の未作成や決定権者の誤り」については、内部統制事務の対象外とされているが、これらは、定期監査で繰り返し指摘しているにもかかわらず改善がみられない。少なくとも予算執行を伴う事案決定起案に係る誤りは、「財務に関する事務」の前提となる意思決定の瑕疵に該当することから、広義に捉えて「財務に関する事

務」の全庁共通リスクの対象とするなど今後の検討課題とされたい。

(2) 財務に関する事務について

全庁共通リスクの提示による共有と評価を行ったことは有効な取組であったと認められる。しかし、こうした取組による選定リスクの増加があったにせよ、財務に関する事務について、運用上の不備の件数が前年度の約5倍という状況は看過できない。今後は、具体的かつ効果的な予防策の実施や、不備の未然防止に係る目標値の設定と評価の仕組の導入など、改善の成果につながる取組に努められたい。

(3) 個人情報を取り扱う事務について

個人情報の漏洩事故は、区に対する区民の信頼を揺るがせかねない事案であることから、一昨年度から審査結果において重ねて予防対策の実効性の向上を指摘してきた経緯がある。それにもかかわらず、事故の件数が大幅に増加していることについては、深刻に受け止めるべきである。このような状況が続けば、区政への信用失墜につながるなどの危機意識を共有し、全庁を挙げた実効性のある予防策の実施を強く求める。

